

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業について

1 目的・趣旨

本年10月から消費税率が引上げとなる環境の中、子どもの貧困に対応するため、個人住民税の非課税対象者の範囲が未婚のひとり親にも拡充され、令和3年度分以後の個人住民税に適用されることが平成31年度税制改正大綱により定められました。

また、未婚のひとり親の寡婦(寡夫)控除の適用については、令和2年度税制改正大綱において検討し結論を得るとされたことを踏まえ、臨時・特別の措置として、児童扶養手当の受給者のうち未婚のひとり親に対して、本年度、17,500円の給付を行うことになりました。

これを受け、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給事業を実施しようとするものです。

	住民税	所得税
婚姻歴あり	年収約204万円以下は非課税	寡婦(寡夫)控除の適用 最大35万円を所得から控除
未婚	非課税の適用なし ⇒ 令和3年度分から 年収約204万円以下は非課税	控除の適用なし ⇒ 本年度 17,500円を支給

2 事業の概要

給付金の名称	未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金
対象者	次のすべての要件に該当する者 ①本年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母 ②基準日(本年10月31日。以下同じ。)において、これまでに法律婚をしたことがない者 ③基準日において、事実婚をしていない者、又は、事実婚の相手方の生死が明らかでない者
給付額	対象者1人につき一律17,500円(本年度1回限り)
支給件数(見込)	約300名
予算	5,500千円
財源	国庫補助金(10/10)

3 今後のスケジュール

令和元年7月	児童扶養手当現況届と併せて申請案内等を送付
令和元年8~11月	児童扶養手当現況届と併せて申請受付
令和元年12月	審査・支給決定
令和2年1月10日	支給